## 参考資料　介護給付適正化のための国保連合会適正化システムの活用例　①

グラフ化情報の活用例

更新認定被保険者一覧表のデータをもとに、支援事業所ごとに要介護度の重度化または改善の状況について、要介護度が１つ重くなったケースを＋１、軽くなったケースを－１として各支援事業所の平均値を算出したもの。

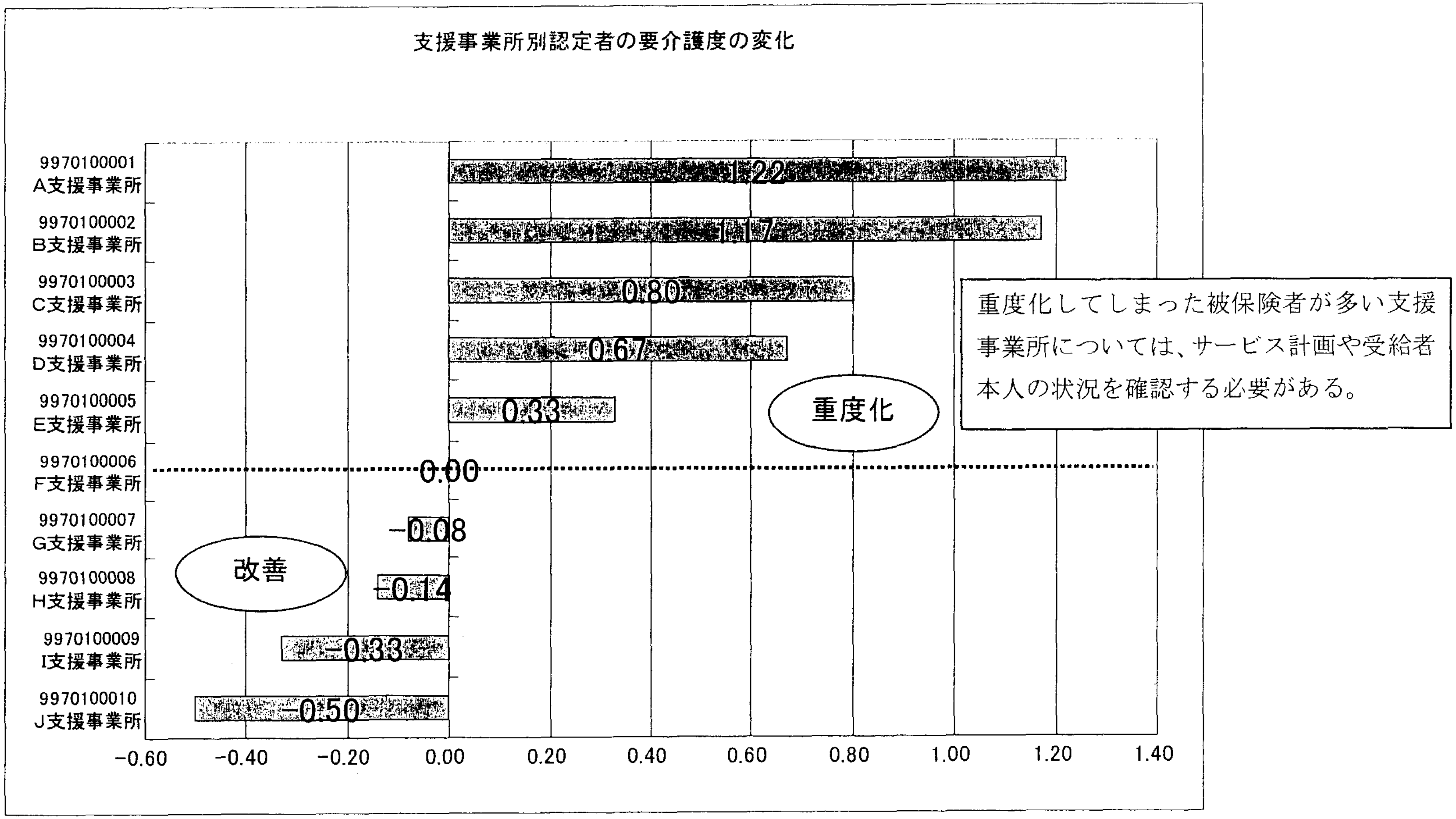

# 介護給付適正化のための国保連合会適正化システムの活用例　②

介護支援専門員あたりの担当利用者数が基準（５０人）より極端に多い場合は、運営基準減算に該当する場合もあるので実態の確認が必要である。また、グラフ化により支援事業所間の比較が容易になり、地域全体として基準より多い傾向なのか、一部の支援事業所において突出した傾向なのかを把握することも容易。

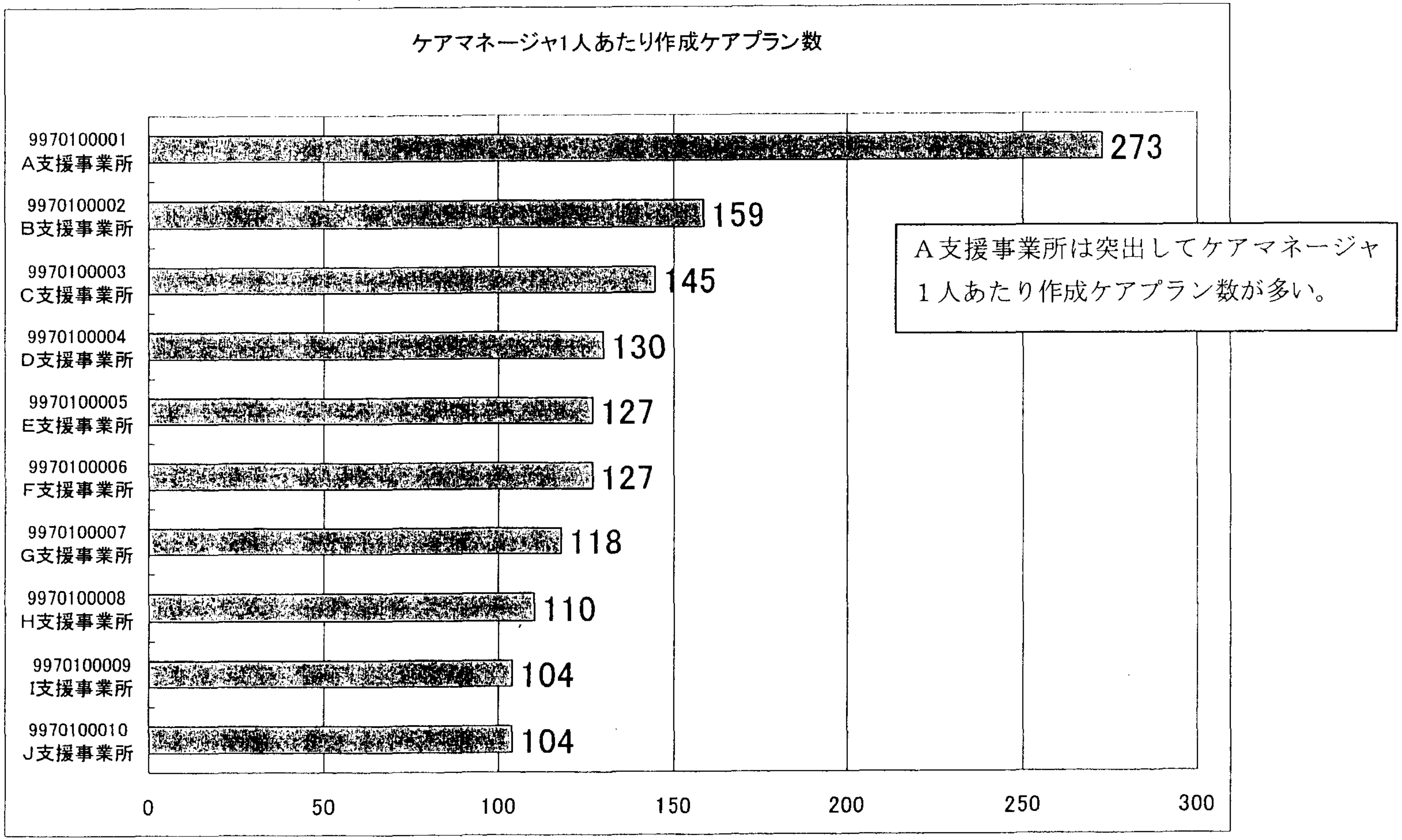

# 介護給付適正化のための国保連合会適正化システムの活用例　③

平均より明らかに乖離している場合は、何らかの詳細を確認する必要性が考えられる。グラフ化により、平均との乖離の状況が視覚的に捉えることができる。

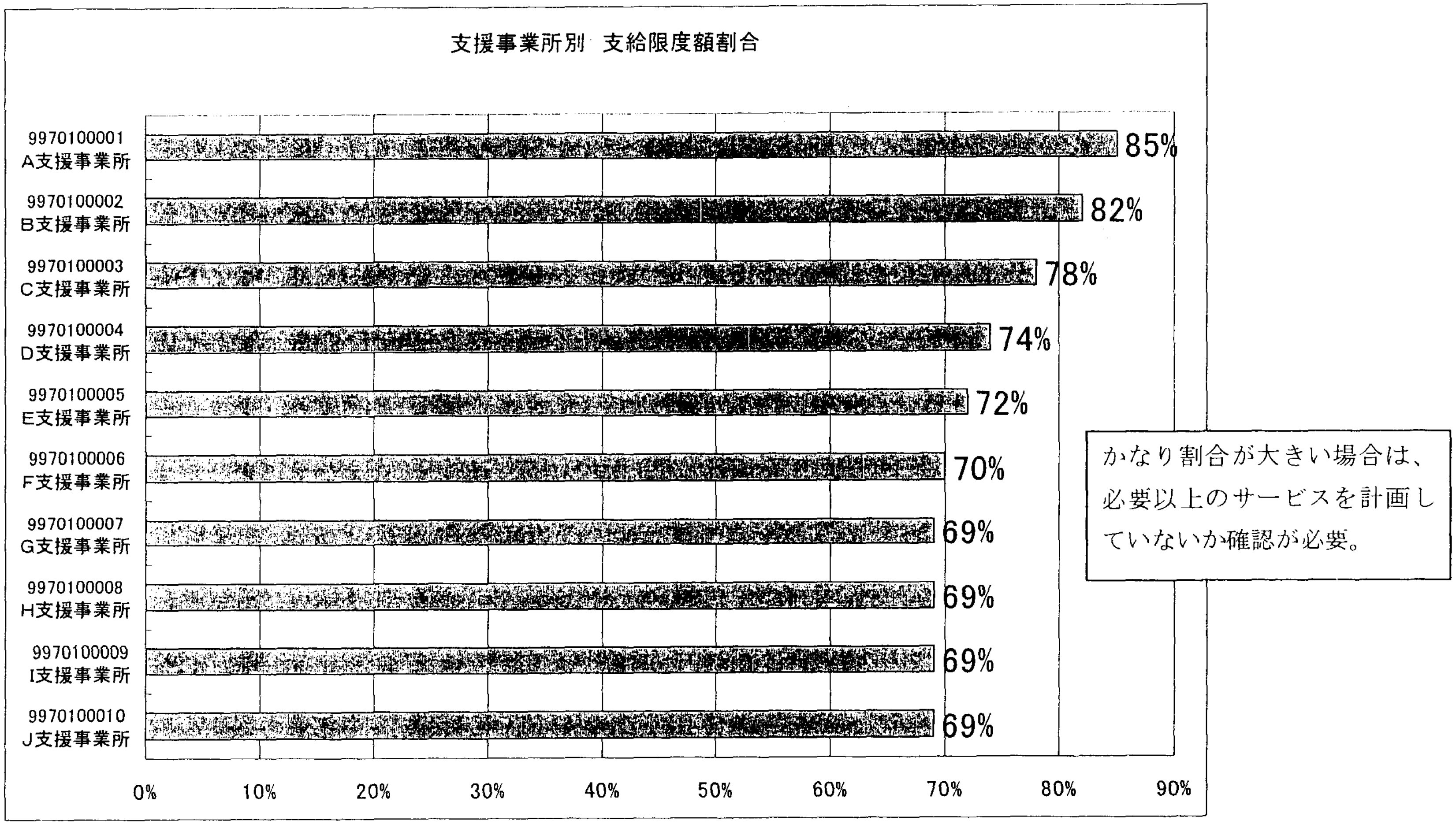

## 介護給付適正化のための国保連合会適正化システムの活用例　④

同一法人割合が明らかに高い場合は、サービス計画が、同一法人で提供可能な単一のサービスに偏っている場合もあるので注意が必要。グラフ化により、事業所間の傾向の視覚的な比較が可能となり、突出した傾向の事業所を発見しやすくなる。

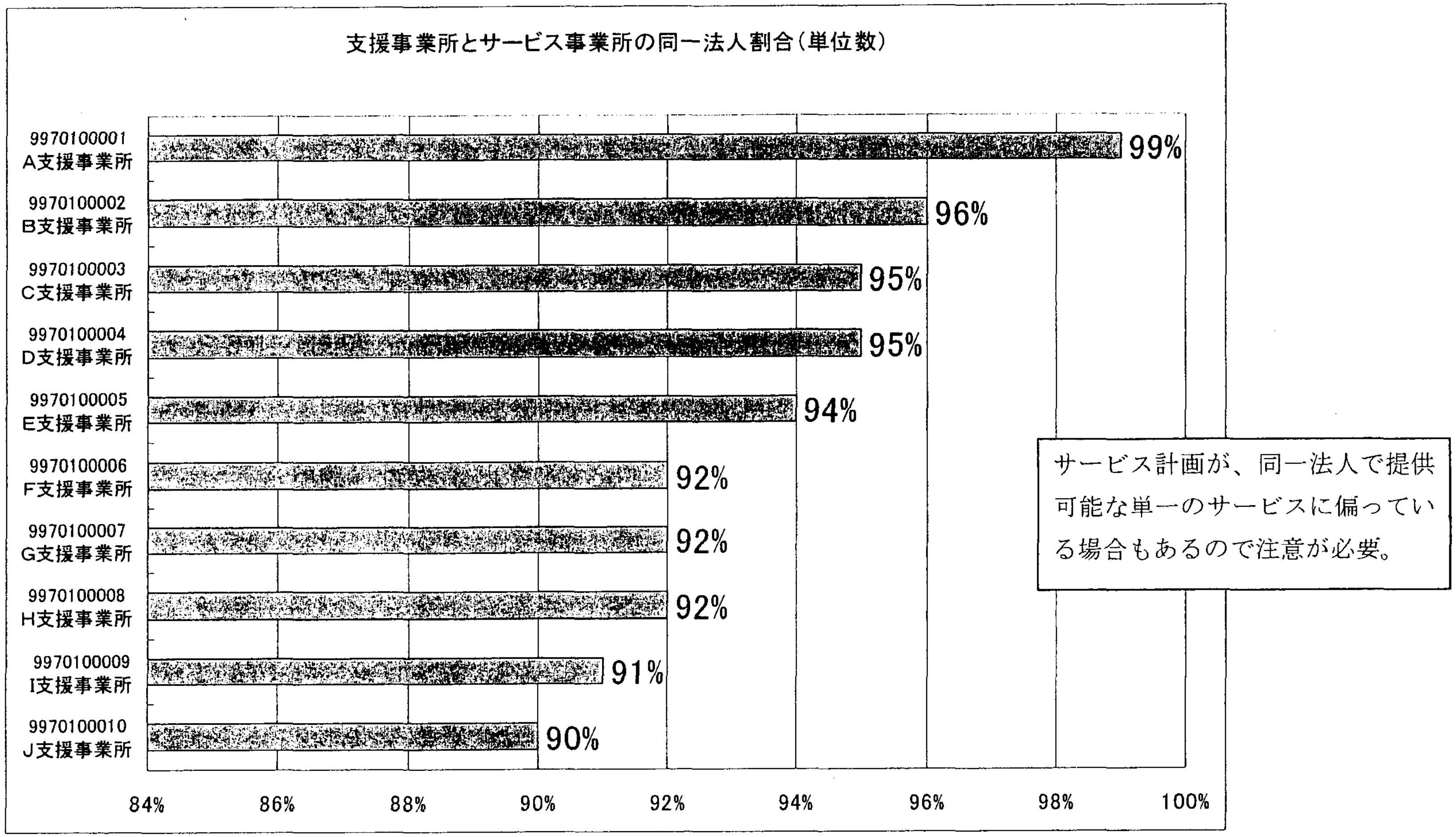

# 介護給付適正化のための国保連合会適正化システムの活用例　⑤

訪問介護員１人あたり（常勤換算）の勤務時間の基準（最低３２時間）と比べて、極端に多い場合は、架空の請求の可能性もある。

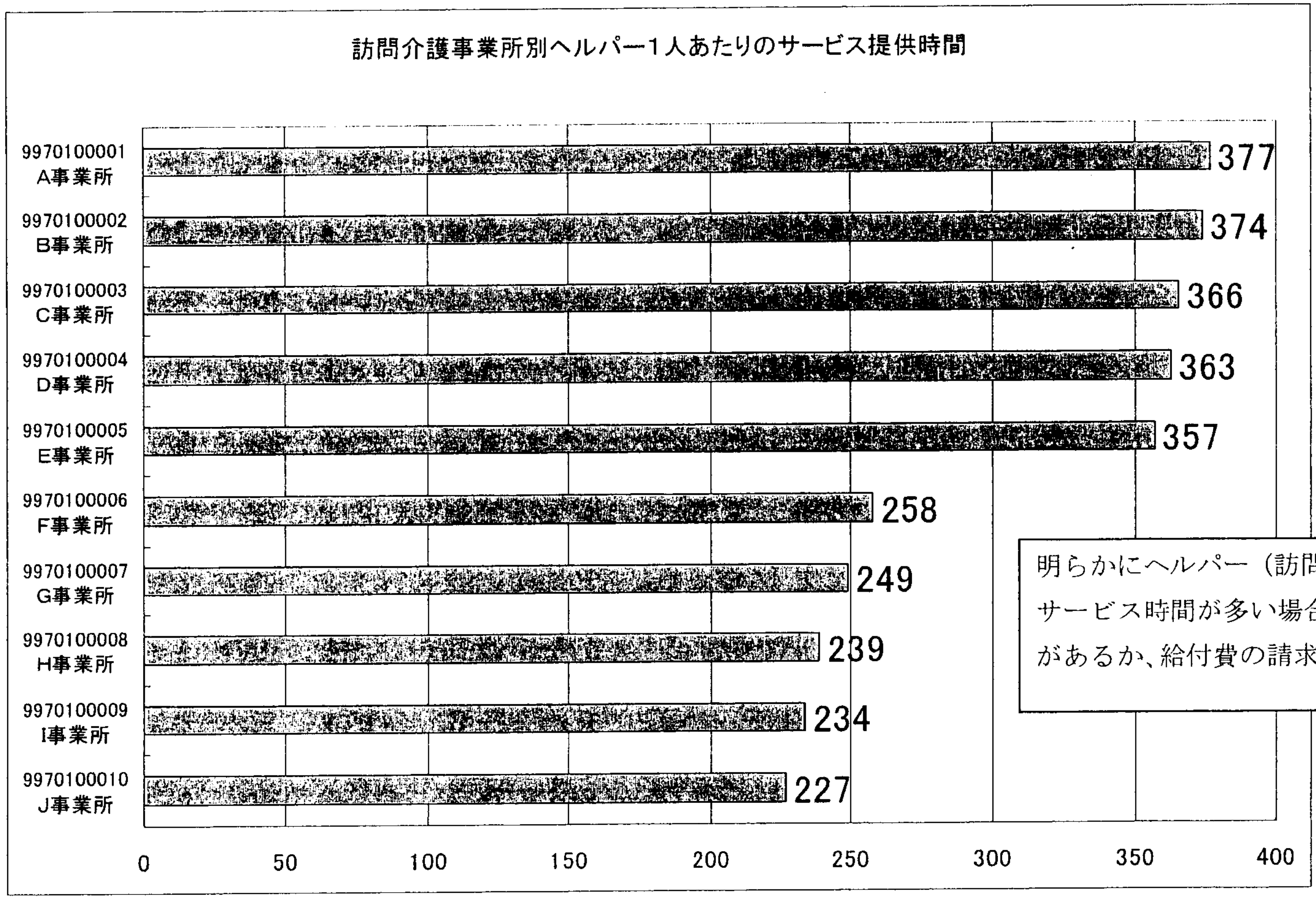


明らかにヘルパー（訪問介護員）１人あたりサービス時間が多い場合は、運営体制に問題があるか、給付費の請求誤りか、確認が必要。

# 介護給付適正化のための国保連合会適正化システムの活用例　⑥
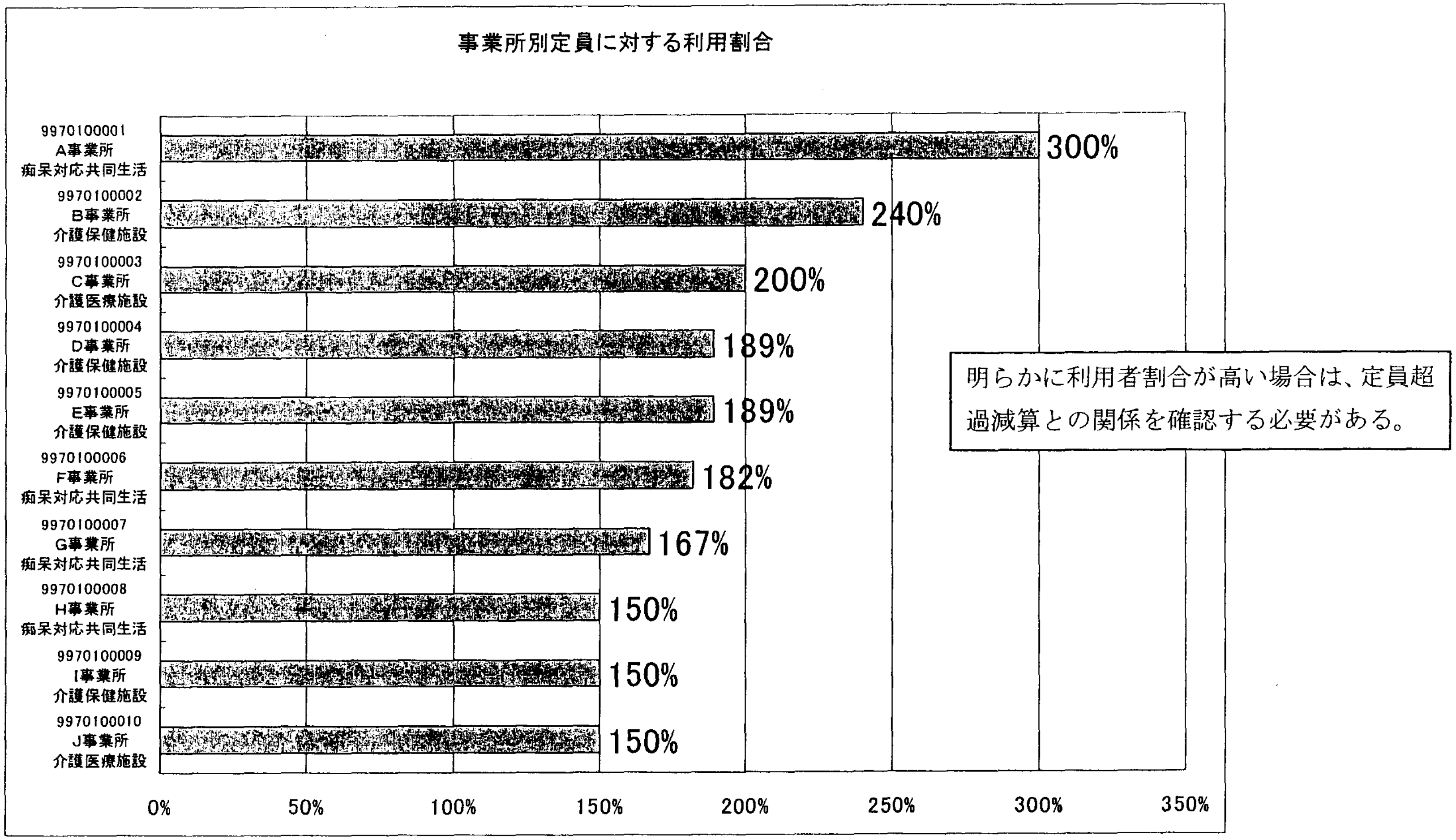
明らかに利用者割合が高い場合は、定員超過減算との関係を確認する必要がある。割合が突出している場合は、不正の可能性と請求誤りの可能性があるので、確認が必要。